

苦小牧市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの。
- (4) 意見広告又は個人宣伝に関するもの。
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの。

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び枠数等は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、印刷物の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、市の広報紙、ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込者の資格)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者は、市税等の滞納がない者でなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告は、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

- (1) 公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、その他これらに類するもの
- (2) 市内の商店、専門店、観光事業者、その他これらに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めたもの

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載をしようとする者は、苦小牧市広告掲載申込書(様式)に掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込期間満了後速やかに広告掲載の可否を決定し 苦小牧市広告掲載決定通知書により同条の申込みを行った者に通知しなければならない。

2 広告掲載の申込みをした者の数が募集した枠数を超える場合又は同一の枠に2以上の広告掲載の申込みがあった場合における前項の規定による広告掲載の可否の決定は、第8条の広告掲載の優先順位によるが、それによりがたい場合は、抽選により行う。

3 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、当該決定後市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなければならない。

3 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告取扱業者の委託)

第12条 市長は、広告の提出その他の取扱業務を適當と認める取扱業者に委託することができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 印刷物の編集又は発行上支障があるとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 市長が指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。
- (4) 広告内容の変更の指示に従わなかったとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主がその責めに帰することのできない理由により掲載することができなかった場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。